

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和4年5月30日 第8号
件 名	区の主なまちづくり関連条例等に「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」と盛り込むことを求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建設委員会

請願理由

区内で開発・建設を計画する事業者において「文京区都市マスタープラン（都市マス）の趣旨に整合するよう努めること」を認識することが極めて重要であることは、多くの文京区民において異論のないところだと思います。そしてそのことを文京区の主なまちづくり関連の条例等に盛り込むことで「都市マス」を熟読せずに建物を設計・建設する事業者がいないようにすれば建築紛争を未然に防止する効果も期待できます。

文京区の主なまちづくり関連の条例等に「都市マスの趣旨に整合するよう努める」と盛り込むことと建築紛争の間に「直接的な関係はない」（都市計画部住環境課長）との答弁（※1）もありましたが、合理的裏付け根拠を示さずに一方的に「関係はない」と主張するものであり、区民として全く理解できません。また、「日々努力を重ねている」（同）との答弁（※2）もありましたが、区の主なまちづくり関連の条例等に「都市マスの趣旨に整合するよう努める」と明記することはまさに日々の努力として手続き的根拠を整えることになるものであり、「日々の努力」について手続き的根拠を整えることに関してだけ拒絶する理由はないということになります。

まちづくり関連の条例等に「都市マスの趣旨に整合するよう努めること」と書いてあれば、住環境課の窓口で担当者が「都市マス」の趣旨を踏まえるよう改めて話す手間も減り、「都市マス」を所管する都市計画課の担当者を紹介し、改めて詳しく説明をする手間も省けます。

そこで貴議会に下記を区長に働きかけていただくようお願いいたします。

※1、※2）令和3年9月24日開催の建設委員会での答弁

請願事項

- 1 文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例第四条の「当事者の責務」、文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第五条の「建築主等の責務」の中に、当事者あるいは建築主等は「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を明記してください。